

社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会 処務規程

平成 5年 4月 1日 制 定  
平成 11年 3月 26日 一部改正  
平成 29年 3月 24日 一部改正  
令和 5年 9月 15日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会会長の決裁事項並びに副会長以下の専決及び代決事項を定めることにより、決裁処理の責任の明確化及び事務処理の効率化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決 裁 事業について最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専 決 事業について常時会長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代 決 事業について会長または専決権者が不在の時、その者に代わって臨時に決裁することをいう。
- (4) 不 在 決裁することができる者に事故があり、またはその者が欠け事業について決裁できない状態をいう。
- (5) 事務局長 社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会事務局規程第3条に規定する事務局長をいう。
- (6) 事務局次長 社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会事務局規程第3条に規定する事務局次長をいう。

(会長の決裁事項)

第3条 会長は、次に掲げる事項を決裁する。

- (1) 本会事業の運営に関する基本方針の決定に関すること
- (2) 事業計画及び財政計画に関すること
- (3) 理事会及び評議員会の招集並びに同議案に関すること
- (4) 規程の簡易な変更、規則及び細則（評議員選任・解任委員会運営規則を除く）の制定及び改廃、並びに要綱及び要領等の制定及び廃止に関すること
- (5) 役員及び事務局長の費用弁償、市外出張（日帰り市外出張を除く）に関すること
- (6) 訴訟及びその他の争訴に関すること
- (7) 損害賠償に関すること
- (8) 基本財産以外の1億円以下の固定資産の取得及び管理に関すること
- (9) 特に重要な通知、広告、申請、届出、報告、照会及び回答に関すること
- (10) 表彰（感謝）に関すること
- (11) 負担を伴わない寄附金の受入に関すること
- (12) 前各号に定めるもののほか特に重要と認める事項

(職務の委任)

第4条 会長はその職務について、あらかじめ指定した副会長又は事務局長にその一部を委任することができる。

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決する。

- (1) 臨時職員の任命に関する事
- (2) 役員及び事務局長の市内出張及び日帰り市外出張に関する事
- (3) 職員の出張に関する事
- (4) 職員の服務に関する事
- (5) 事業計画の執行に関する事
- (6) 予備費の補充及び予算の流用に関する事
- (7) 1件30万円未満の諸費用の支出に関する事
- (8) 1件30万円未満または一廉100万円未満の負担金、補助金、交付金等の交付に関する事
- (9) 収入命令、支出命令並びに現金、有価証券の出納保管に関する事
- (10) 印章の管理保持に関する事
- (11) 各種委員会等の開催並びに同議案に関する事
- (12) 通知、広告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事
- (13) 要綱及び要領の改正に関する事
- (14) 前各号に準ずる事項に関する事

(会長決裁の特例)

第6条 第3条の規定にかかわらず、法人の運営に重大な影響がある場合又は重要な事項と認められる場合には理事会の決議又は同意を得なければならない。

2 第4条の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当するものは、会長の決裁事項とする。

- (1) 内容が特に重要と認められる事項
- (2) 内容が異例であり、または重要な先例になると認められる事項
- (3) 内容に疑義があり、または現に紛議を生じ、もしくは生ずるおそれがあると認められる事項

(専決の報告)

第7条 第4条、第5条の規定により専決した者は、必要があると認めるときは、その専決した事項について、その都度または定例的にその内容を会長に報告しなければならない。

(事務の代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長はその職務を代決することができる。

2 会長、副会長が不在のときは、事務局長がその事務を代決することができる。

3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第9条 代決は、急を要するもの、またはその処理についてあらかじめ会長または専決権者の指示を受けたものに限るものとする。

(代決の報告)

第10条 第8条の規定により代決した者は、代決後速やかに会長または専決権者にその代決した事項について報告し、または後閲を受けなければならない。

(委任)

第 11 条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。